

長野都市計画道路の変更(長野県決定)

都市計画道路中 3・3・5 号城北線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線	3・3・5	城北線	長野市 大字南長野 字石堂南	長野市 吉田 2 丁目	長野市 大字長野 字池田	約 5,180m	地 表 式	4	22m	幹線街路と平面交差 10 箇所	
街路	車線の数の内訳		4 車線			約 2,690m					
			2 車線			約 2,490m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域において社会経済情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行った結果、当該路線と交差する都市計画道路の廃止に伴い、一部区域を変更するものである。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。